安全・衛生自主研究会 2021 年度 活動の成果

はじめに

安全衛生・自主研究会は、2021 年度の活動テーマを『未来に向かって、今できる安全・衛生活動を』として、コロナ禍でも毎月の例会を大阪会会員に公開しました。5 月例会をやむなく中止した以外はオンラインを活用して例会を継続し、計8回に延べ173名の参加を確保しました(他研究会との合同開催2回含む)。

例会の報告をまとめて、当自主研究会の成果物(小論文)に代えたいと思います。

4月例会(公開講座)

現場にやる気を起こさせる職長を育てるには

4月9日(金)、今年度第1回目の例会(公開講座)を新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮して開催し、17人が参加しました。講師は中災防大阪安全衛生教育センター非常勤講師で社会保険労務士の去来川(いさがわ)敬冶先生でした。テーマは「社労士が育てるリーダーシップ」で、職長教育に係るリーダーシップについて行動科学マネージメントの視点から学ぶことができる講演でした。

安全は現場の職長からのスローガンだけではダメで、職長が安全について、現場にやる気を起こさせ望ましい結果を出し続けるためには、「やってみて」「言って聞かせ」「させてみせ」「褒める」ことが重要で、行動の蓄積が結果になることをお示しいただきました。

安全に対するリスクは現場で発生します。人の特性を知り、人をやる気にさせるリーダーシップを持った発信力のある職長を育成することが重要だと思いました。また、あるべき姿(ルール)を教え、共有(理解)・ 共感(納得)させてやる気を起こさせる行動は職長教育以外にも通じるものだと思いました。

阪本 誠一(幹事/大阪東支部)

6月例会(公開講座)

労働安全衛生法違反で「送検」される!

6月例会は元労働基準監督官で当会幹事の伊丹匡哉先生による「監督官は見た ver.4 送検事例から知る労働安全衛生法」です。今後の例会は ZOOM を使用しますが、その記念すべき第1回目でした(6月11日、参加者は会場参加を含めて17名)。 ZOOM にも詳しい講師自らが設定準備をされ、今回もクイズ3回付きの分かりやすい講演でした。

労働基準監督官は、周知のように特別司法警察職員であり、逮捕権があります。そして全国の労基署 321 署などに署長等の実務を担わない人を含めて 2991 名(2018 年度)が配置されています。

ところで、年間の監督件数は 167,558 件、全事業所数からみた監督率は 4.1%、違反率は 70.9%、司法事件として送 検されたのは 821 件、うち本講演のテーマである労安法違反は 469 件(2019 年)でした。

講演では具体的に送検事例を 10 件挙げて説明されました。

- 1. 屋根を踏み抜き、墜落死した事例。
- 2. ゴミ収集車が無人逸走し作業員が死亡した事例。

- 3. 交通誘導員が熱中症となり死亡した事例
- 4. 建設現場での死亡事故で元方の巡視義務違反があった事例。
- 5. 労災の虚偽報告事例。

その他5つの事例は割愛させていただきます。

前回の ver.3 でも強調されたのですが、労災事故が起こったときに誤魔化して労安法に定める規定を遵守し、出来 ていたとすることは、その場は凌(しの)げても課題がそのまま残り、改善の機会、会社の社会的信用、何よりも社内、 従業員の信頼を失うことになります。 やはり労災報告書は、偽りなく事実が書かれていないといけません。

以下は講演を聞いての私が受けた印象です。

労災事故はゼロにすることはできません。しかしゼロを目指して努力は出来ます。不幸にして事故が起こったとき、 虚偽報告は最も悪質かつ危険な行為の一つではないかということです。

今後、こうした事業主が出ないようにアドバイスするのが顧問社労士としての役割です。皆さまはどうお考えでしょうか?

英 嘉明 (幹事/大阪北摂支部)

7月例会(公開講座)

エアロゾル感染対策の「ゼロ密徹底」に納得

7月15日(金)に、「コロナ禍の中、産業医として何をしてきたか?」をテーマに(WEB参加の4名を含め)17名が出席して7月例会が行われました。講師は当研究会の幹事もされている医師の泊慶明先生で、京阪グループ6000人の健康を管理される産業医の立場から①安全衛生委員会で紹介された知見等、②職場巡視で見てこられたこと、③感染者発生時の会社対応、④感染事例、⑤最近の知見、に分けて解説いただきました。

新型コロナウイルスの基本病態、当初はないと思われていた空気感染の脅威・換気の重要性、健常者がマスクを装着する意義、感染者の半数弱は無症状の人から移されていた事実等、事象を論文等のエビデンスを紹介しながら深堀して解説して行かれました。職場巡視から各職場にサーキュレータの設置を薦められたことや、社員が感染した場合の対応ポイント及び職場復帰基準など具体的に紹介され、保健所の指示を待つことなく独自に定めた基準で対応されることは、感染対策の実務面で非常に参考になるものでした。感染事例の紹介、ワクチンについての見解をも示され、無症候性感染者+変異株の登場を踏まえて改めて認識すべき項目を列挙していただきました。

すれ違っただけで感染する可能性が高い(エアロゾル感染)のリスクに対して、3 密(密閉・密集・密接)回避ではなく、 ゼロ密徹底が重要であると認識させられた講義でした。

加藤 幸弘 (幹事/大阪西支部)

安全·衛生自主研究会 & 人間·労使関係自主研究会 9月例会(公開講座)

「ブラック社労士」と言われないために

一神奈川 SR 経営労務センター事件の真実

人間・労使関自主研究会と合同公開講座、「神奈川SR経営労務センター事件の真実」を9月12日に開催し、担当弁護士の北神英則氏を横浜から招きました。

この事件は神奈川県の社労士の団体でのパワハラ、いじめを発端とした4裁判で、およそ10年間に及んでいます。 北神弁護士は被害 A さん(後 B さんも加わる)の入職から今日までの出来事とその中で起こった各訴訟のポイント を明らかにされました。

社労士が役員を務める労働保険事務組合の小さな職場で起こった「いじめ」をめぐって、労働局へのあっせん申し立て、訴訟提起となり、和解に。しかし、SRが和解条項を守らず、さらにハラスメントを。精神的に追い込まれた労働者が休業・休職。休職からの復職申請をSRが拒否。それに産業医が加担した。

何故こんな事件が今も続いているのでしょうか。

訴訟		結果
1次		被害者勝利和解
	「仏名日と儿童にあるパッパッと」を訳	
2次	第1訴訟の和解条項で提訴	被害者勝訴確定
3次	休職明け復職を不当拒否として提訴	被害者勝訴確定
4次	産業医と組んだ復職妨害に対し提訴	一審継続中



「神奈川SR経営労務センター事件」については、産業保健の学会からも注目されています。休職した労働者の復職について、主治医と産業医の意見が対立し、産業医が提訴されたことを重大視しており、同じく9月に開かれたシンポジウムでも、この問題が取り上げられ、労務管理の教訓とする角度から論じられました。

しかし、この事件の真実は「一般化」できるものではありません。そもそも小規模事業所なのに産業医に委託しているのは、社労士会が関わる団体だからこそのことです。さらに、産業医の「復職妨害」は事業主に「忖度」しているとしか思えません。

問題は、人事・労務管理の専門家である社会保険労務士の団体がこんな事態を長引かせている点にあるのです。 今から5年前、愛知県の社労士が「問題社員をうつにさせる方法」なるブログを公表し、世論の大きな批判を浴びて処分されました。当時「ブラック社労士」という言葉が使われました。社労士会の自浄作用が問われ、大阪会でも注意喚起が行われました。

一方で、その事件よりも前から続いている本裁判については、多くの社労士が知らされていません。オンラインを含む46名の参加者からは「ちっとも知らなかった」と驚きの声が寄せられました。

「ブラック社労士」と言われないために、「臭いものには蓋」ではなく、真実に目を向けていきたいと思います。

喜多 裕明 (代表幹事/大阪東支部)

10月例会(公開講座)

「健康と安全は夕ダではございません」

健康保険組合に異動となりそれまで間接的な関わりであった、健康保険を扱うようになり、現時点で感じたことをま とめた内容です。自分自身も加齢年による変調を感じつつ、ご自身やご家族の健康について考え直す機会にしていた だければと思いました。 社会保険を取り巻く環境は老齢化率進展、生産年齢比率の減少により激変の時代を迎えました。社会が継続していく上で「健康であること」は、①労務提供可能状態の「個人責任」を担保する必須条件であり、それと相まって②会社側責任の安全配慮義務、③労働者側の「自己保険義務」が成立するための必須条件と認識している。また「働くということ」は、上記3項目が同列であり、安全と健康は結果として同じ根源で、危険予知も疾病予防も同じ視点である、安衛法のリスクアセスメントに対しての健康診断といった位置づけで捉えるべきもの、メンタルもフィジカルも働くこと切り離して考えることは出来ない、労働と健康のバランスを勘案し、生きていくことを考える時代であることを再認識いただければ幸いです。(10月8日、15名参加)

講師報告 = 小山 博己 (副代表幹事/大阪西支部)

安全·衛生自主研究会 & 審査請求自主研究会 11月例会(公開講座)

人権・ジェンダー視点から過労死問題を考える

11 月は過労死防止月間です。11 月 12 日(金)、審査請求自主研究会との合同公開講座「人権問題としてのハラスメントと過労死等防止」を龍谷大学非常勤講師の妹尾知則先生にしていただきました。先生は平成元(1989)年生まれという若手研究者です(会場、WEB 合わせて参加者 28 名)。

はじめに、人間の尊厳、個人の尊重が規範として憲法 13 条、24 条に明記され、その人権保障の義務が国家にあることが憲法 99 条に書かれており、過労死問題を考えるにあたって国際的な人権保障への動きと、この憲法の規定を踏まえることが大切だと指摘されました。

以下、私がとったノートからの要約です。

次にビジネスと人権保障をどう考えるかの問題です。企業における人権も SDGs とも不可分の関係にあり、それは「人権保障か生産性か」ではなく「人権保障も生産性も」ということになります。

過労死と人権保障の関係ということでは、過労死・過労自殺は、個人が生命を奪われる重大な人権侵害であり、それを無くすことが国家としての重要な責務であることは言うまでもありません。その要となるのが労働時間規制であり、自由な時間の確保です。

そして今般のハラスメント規制と過労死基準の改定内容としては長時間労働だけではなくハラスメントが過労死・過 労自殺につながる要因となっているとされたことが重要です。

月80時間の水準という過労死ラインは変わりませんでしたが、問題となる労働時間以外の要素、通勤時間や生活時間をどう評価するかも検討される必要があります。さらに過労死を生み出す働き方を正当化してきたのはジェンダー、性別役割分業の考え方だといわれていてジェンダー平等の実現が過労死防止にも重要だと結ばれました。以上、男性目線ではない話に光が見えたような気がします。

英 嘉明 (幹事/大阪北摂支部)

1月例会(公開講座)

心の健康を守る職場の3原則とは

1月14日(金)今年度第7回目の公開講座が、オンラインを併用して実施され 18 名が参加しました。テーマは「企業におけるメンタルヘルスマネジメント」で講師は、志田労働衛生コンサルタント事務所所長で産業医の志田 三四郎先生でした。

私は非常に興味を持って公開講座に参加しました。それは、コロナ禍が始まり半ば強制的に働き方が変わり、その変化でメンタルヘルス不調を抱える労働者が増えたように思えるからです。

講師は、こころの健康を守る職場の3原則は、「休養=休養・休暇機会の確保」「対話=職場の良好なコミュニケーション」「モラル=社会道徳の維持」であり、職場のメンタルヘルスは特別視せずに適切な労務管理を徹底することが最善策であることを示されました

また、事例を使ってメンタルヘルス対策を検討するワークもあり、講師だけでなく参加者の意見を聞くことができ参考になりました。

今回の講座を受講して、「職場の3原則」を徹底することでメンタルヘルス不調者を減らすことができる可能性があると思いました。

阪本 誠一(幹事/大阪東支部)

2月例会(公開講座)

安全衛生の最新情報を基礎から学ぶ

2月例会の講師は当自主研の常連、労働安全衛生コンサルタントの中川潔先生でした。今回は事務所衛生基準規則(事務所則)改正、受動喫煙対策、法令改正されたアーク溶接、石綿障害予防規則(石綿則)改正について講義いただきました。(2月 10 日、15 名参加)

事務所則は 2021 年 12 月に改正されました。照度基準の見直し、男女別便所設置義務の特例、二酸化炭素等について環境測定機器の選択肢拡大などが主な改正点です。

事務所の便所は男女別設置が義務付けられていますが、改正により労働者 10 人以下の場合、独立個室型(四方を壁等で囲ったもの)の便所に限り男女共用が認められました。例えば賃貸マンションの一室を事務所とし、トイレ1か所を男女共用とすることも可能となります。

受動喫煙対策では健康増進法、労働安全衛生法、国のガイドラインにより各事業所で屋内全面禁煙などの対応が求められている等の基礎知識からお話しいただきました。事業所の種別によっては喫煙専用室設置も認められますが、 設置状況により換気装置がうまく働いていないこともあるとのことです。喫煙専用室は排気装置を設置するだけでは性能が発揮できないことがあり、専用室に吸気できるガラリを適切に設置することで改善できた事例も紹介されました。

金属溶接に使われるアーク溶接では微細な粉じん=溶接ヒュームが発散します。2021 年 4 月施行の特定化学物質 障害予防規則等の改正で溶接ヒュームが特定化学物質とされました。主な改正点は技能講習修了者からの特定化学 物質作業主任者の選任、特定化学物質健康診断実施、個人ばく露測定による防じんマスクの選択、防じんマスクの適 正な装着の確認を定期的に実施するなどです。(一部猶予あり。2023.4 までに完全実施)

今回はこれら改正点だけでなく、従来から義務だったじん肺健康診断、防じんマスクの着用方法、革エプロン着用が 望ましいことなどアーク溶接の基礎知識も、ビデオ再生も交えて教えていただきました。

石綿則も含め、最新の法令改正の情報とともに、安全衛生の基礎知識を再確認させていただく例会となりました。今回もやさしく、詳しく、そして楽しく教えていただきました中川先生に感謝です。

伊丹 匡哉 (幹事/大阪北摂支部)